

策定日 2020年1月1日

医療情報委員会 内規

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「医療情報委員会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を事務局長の施設に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 講演会、セミナー、出版物等を通して、医療情報に焦点を当て、臨床検査の最新技術とデータの利活用、標準化、人材育成などに関する啓発と教育の機会を提供する。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために医療情報技術セミナーを開催する。

第5条 前条の目的を達成するために医療情報技術マニュアル・補冊などを刊行する。

第6条 医療情報技術セミナー、医療情報技術マニュアルを通して、臨床検査の観点から医療情報とその利活用分野の質的向上に寄与する。

第3章 委員

(委員および委員長)

第7条 本会の委員は、日本医療検査科学会の正会員とする。

第8条 委員長の選出は細則第24条2（委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する）に準ずる

(入会及び退会)

第9条 本会に入会を希望する場合は、委員の推薦状をもとに本会にて審議し、日本医療検査科学会の理事会の承認を以て委員となる。

第10条 委員が退会するときは、退会希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第11条 委員資格を失った場合は、退会とする。

第12条 企業において組織変更等に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出する。選出できない場合は、退会とする。

(委員の義務)

第13条 本会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第 14 条 委員長の許可無くして、第 5 章にある会議に 2 回連続して欠席した委員は委員資格を失う。但し、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して 3 回の場合は、委員の交代を要する。

第 4 章 幹事委員

(幹事委員)

第 15 条 本会に次の幹事委員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 2 名 |
| (3) 幹事委員 | 12 名以内 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |

(委員長の任務)

第 16 条 委員長は、本会を代表して、本会の円滑な運営に努める。

(幹事委員の任期)

第 17 条 幹事委員の任期は 4 年とし、委員長以外の幹事委員については再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 18 条 会議の開催は、日本医療検査科学会の春季セミナーと大会の年 2 回とする。

第 19 条 会議は、事業計画、本会の内規の改定、その他必要と認める事項について議決する。

第 20 条 医療情報技術セミナー、医療情報技術マニュアル・補冊に関する運営会議は、必要に応じて開催する。

第 6 章 補 則

(内規の変更)

第 21 条 本会の内規を変更する場合は、委員会の決議を得なければならない。

第 7 章 付 則

第 22 条 内規は、2020 年 1 月 1 日をもって施行する。

この内規は、2024 年 12 月 6 日をもって施行する。